

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 旭有機材工業 株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡 野 徹
(コード番号4216 東証 1 部)
問合せ先 総務・人事部長 中村 文茂
(TEL.03-3256-2451)

内部統制体制構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制体制構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法 362 条 4 項 6 号)

- ① 当社の取締役は、法令、定款の遵守は言うまでもなく、社会の構成員として求められる社会倫理規範に基づき行動する責務を負っている。この認識に基づき、当社は企業理念およびそれを実践するための具体的な行動規範の見直しを行ない、その浸透を図ります。
- ② 当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月 1 回、取締役会を開催することとしている。また、取締役は取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行なっている。
- ③ 重要な業務執行については、「取締役会規程」において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの事項については取締役会にて決定されている。
- ④ 取締役は、「決裁権限規定」に従って、その職務に責任を持ち、業務を執行している。
- ⑤ 当社は監査役設置会社であり、監査役は、取締役会やその他の重要会議に出席し、監査役会が定めた監査方針の基に、業務執行状況について定期的に実地監査を行なうなど、法令および定款に対する取締役の職務執行の適合状況を監査している。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書類等を法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
- ② その他職務の執行に係る重要な情報や決定事項などは、所管部場にて作成し、適切に保存・管理している。

Ⅲ. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)

- ①当社において企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部場が行なっており、重要事項については取締役会に報告している。
- ②損失の危険の管理を全社的な観点から管理する組織として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、輸出管理や個人情報管理の体制の整備など、法令違反によるリスクの低減に努めてきた。今後さらに、事業継続に大きな影響を与える以下のような重大事態への対応について順次整備を進めていく。
 - i) 自然災害・火災・事故等による生産活動の停止により重大な損失を被る危険
 - ii) 品質・環境問題を発生させることにより重大な損失を被る危険
 - iii) 会社の重要な情報が消失または流出することにより重大な損失を被る危険
 - iv) 役員・使用人が法規範に反した不適正な業務執行により重大な損失を被る危険

Ⅳ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)

- ①生産・販売・損益等に関する情報は、ITを活用したシステムにより、迅速・的確に取締役へ提供されている。
- ②事前に十分かつ適切な情報を取締役に提供することにより、取締役会における意思決定が、的確かつ効率的に行なえるよう努めている。

Ⅴ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)

- ①当社の使用人は、社会の構成員として単に法令、定款の遵守のみではなく、社会倫理規範に基づき職務を執行することが求められている。そのために当社は、企業理念およびそれを実践するための具体的な行動規範の見直しを行ない、その徹底を図るための体制を構築する。
- ②使用人は「職務分掌規定」、「決裁権限規定」に従って、その職務に責任を持って業務を執行しており、担当の取締役がそれを監督している。
- ③使用人の業務の執行状況を内部監査部門がモニタリングし、定期的に代表取締役に報告するとともに、適切な指導を行なっている。
- ④監査役は当社使用人の業務執行状況において問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めている。

VI. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)

- ①子会社の業務の適正を確保するために、当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制に準じた諸制度を子会社に導入していく。
- ②各子会社について担当の取締役を定めており、担当取締役より子会社の業務状況につき、取締役会において定期的に報告が行なわれている。
- ③関係会社の管理に関する規程を新たに定め、経営に影響を及ぼす重要な事項の決定に関する当社の関与の仕組みを明確にする。
- ④当社の内部監査部門は、子会社の業務執行状況につき監査を実施し、定期的に代表取締役へ報告している。

VII. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する体制 (会社法施行規則 100 条 3 項 1 号)

- ①監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

VIII. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則 100 条 3 項 2 号)

- ①前項において、監査役補助者をおいた場合には取締役からの独立性を確保する。

IX. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則 100 条 3 項 3 号)

- ①取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および方法について整備する。
- ②監査役は必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができる。
- ③監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
- ④取締役および使用人は、業務執行に係る重要な会議につき、監査役に招集の案内を送付し、監査役は必要に応じて会議に出席することができる。

X. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則 100 条 3 項 4 号)

- ①監査役は、取締役および内部監査部門、ならびに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、取締役に対し業務執行に係る報告を定期的に求めている。

以上